

令和4年度 小谷村教育委員会 11月定例会 会議録

◎開催日時 令和4年11月25日(火)

開会：16時30分

閉会：17時29分

◎開催場所 小谷村教育委員会 相談・応接室

◎出席者 教育長 関 芳明

教育長職務代理人 太田 久吉

教育委員 片山 弥生

教育委員 深澤 和子

教育委員 松澤 彰一

◎欠席者 なし

◎傍聴者 なし

◎職務のため出席した者 総務学校係長 齋藤 利浩

1 開 会 (16:30)

○教育長 令和4年度小谷村教育委員会11月定例会の開会を告げる。

2 日程の報告

日程第1 10月定例会会議録の承認

○教育長 では日程第1ということで、前回会議録の承認ということですが、事前に送らせていただきましたが修正事項など気づいたことなど何かございますでしょうか。

《特になし》

それでは、素案のとおり会議録とさせていただきます。宜しくお願い致します。

○出席委員 了承する。

日程第2 教育長事務報告

○教育長 日程第2、教育長事務報告であります。次第の裏面に10月の定例教育委員会から、本日まで出席したものの内容を記載してあります。小学校の修学旅行について今年度は通常通り開催できましたので、挨拶を兼ねて白子町へ行ってまいりました。11月23日には叙位叙勲の伝達について、以前、中土小学校の二木校長先生が叙位を受けられましたので係長と伝達に行っていました。会議等では委員の皆様には学校園運営委員会、議会総務員会との懇談にご参加いただきありがとうございました。その他は記載のとおりです。お気づきの点などございましたら、後ほどで結構ですのでお願いしたいと思います。

日程第3 議案上程、説明、質疑、決定

- 教育長 日程第3、議案上程、説明、質疑、決定です。今回件数が多いですが、法改正に伴う一部改正等が多いです。内容は総務学校係長から説明申し上げます。

議案第17号 令和4年度小谷村就学相談委員会判定結果について

- 総務学校係長 では議案第17号をご覧ください。11月上旬に今年度の第2回就学相談委員会が行われました。令和4年度とありますが、令和5年度に向けてどういう学びが良いか就学相談委員から協議していただいた内容です。本教育委員会で議論することではなく、就学相談委員会での決定について報告するものです。

(内容は省略)

議案第18号 小谷村学校職員の勤務時間等に関する規程の一部改正について

- 総務学校係長 これは地方公務員法が一部改正されましたことに伴い、村の規定もそれに合わせて文言の統一等をするものです。内容が変わったりするものではありません。次ページですが、第1条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるもののほか、記載のとおり文言、条項を改める内容のものです。

- 教育長 この件につきまして、法改正に伴う文言の改正等に伴う村の規定の一部改正ですが、宜しいでしょうか。

- 出席委員 特になし 了承

議案第19号 小谷村立小・中学校職員の服務規程の一部改正について

- 総務学校係長 これにつきまして国の法改正に伴う条項の一部改正です。第20条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める内容です。

- 教育長 こちらも法改正に伴う条項の改正です。よろしいでしょうか。

- 出席委員 特になし 了承

議案第20号 小谷村奨学金貸与規則等の一部改正について

- 総務学校係長 第20号から22号まで、いずれもデジタル化といった世の中の流れの中で押印を省略しようという国の施策の中で、小谷村教育委員会の所管の規則の中で押印の見直しをするものです。

第20号ですが、第1条から4条までありますが、第1条では小谷村奨学金貸与規則の様式第1号中の「㊟」を削る、第2条では小谷村奨学金の償還金減免規則中、様式1及び3、4号の「㊟」を削るもの、第3条は小谷村立学校施設の開放に関する条例施行規則の様式1号中「使用料納入確認印」を「使用料納入確認」に、と印を削り、※印のところですが「印欄」を「確認欄」に改めるもの、第4条は小谷村保育の必要性の認定に関する規則の様式第4号中「印」を削るというものです。

- 教育長 説明がありました4つの規則等について、様式中の「㊟(印)」を削るというものです。こちらも宜しいでしょうか。

○出席委員 特になし 了承

議案第21号 小谷村立小・中学校の区域外就学に関する事務取扱要綱等の一部改正について

○総務学校係長 第21号につきましても、印を削る内容のものです。小谷村立小・中学校の区域外就学に関する事務取扱要綱等の一部改正です。第1条では、小谷村立小・中学校の区域外就学に関する事務取扱要綱の様式第1号中の「㊟」を削るもの、第2条は小谷村立小・中学校職員服務規程の様式第7号、7号の2、第16号の2の「㊟」を削り、様式第19号中の「印」を削り、第24号の2、及び第25号の2の「㊟」を削るものです。続きまして第3条は小谷村就学援助費支給要綱の様式1号中の「㊟」を削り、第4号中の「印」を削るものです。第4条は小谷村立中学校における部活動指導員任用事務取扱要領の様式第1号中「㊟」及び「印」を削るものです。第5条は小谷村立小・中学校における副学籍による交流及び共同学習実施要綱中、様式第1号、及び第4号中の「㊟」を削るもの、最後ですが、第6条は小谷村放課後児童クラブ運営規程の様式第1条、第3条の「印」を削る内容です。

○教育長 こちらにつきましても、6つの要綱等につきまして様式中の「㊟(印)」を削るものです。こちらも宜しいでしょうか。

○太田委員 それぞれの要綱等の印を削っていますが、全ての印を削る、とはならないのでしょうか。

○総務学校係長 中にはお金を請求するものや、奨学金の貸与等の申請については、それなりに重みのあるものということで押印を残そうと思っています。これまで説明したものは、届け出といった書類になり、押印しなくても物事が滞るようなことではないものをピックアップしまして、署名などで対応できるようにするものです。

○教育長 改正にあたっては庁舎内で課長級による法規審査委員会というものがあり、内容は精査しているところです。

○出席委員 了承

議案第22号 小谷村県費職員自家用車の公務使用取扱要綱の一部を改正について

○総務学校係長 第22号につきましても同じく印を削るものです。小谷村県費職員自家用車の公務使用取扱要綱の、別記様式中の「㊟」を削るものです。

○出席委員 特になし 了承

議案第23号 令和4年度 小谷村小・中学校就学児支援金交付要綱

○総務学校係長 議案第23号です。令和4年度 小谷村小・中学校就学児支援金交付要綱は新たに新設するものであります。概要を説明します。国によって、昨今のエネルギー、食料品等の物価高騰に対する影響への支援ということで、新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生臨時交付金の増額・強化として「電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」というものが創設されました。小谷村については、児童生徒1人あたり30,000円を支給することで進めており、支給にあたり決まり事を定めたものです。30,000円の根拠としては、9月末の新聞で、子育て世帯は

月当たり 2,500 円ほど負担が増える、という記事があり 12 か月で 30,000 円相当になるということ、それから給食材料も高騰しており、給食費の補助は別で行っておりますが、生活費を支援するという主旨です。

- 教育長 経済対策として小、中学生 1 人に対して 30,000 円を支援する事業を、国の交付金を活用して行うものです。ご承認いただければ速やかに支給を考えています。
- 太田委員 給食費は値上げしませんか。
- 総務学校係長 保護者からの負担分は値上げしません。村が補助する額を増額する予定です。
- 深澤委員 保育園以下には支援はないですか。
- 教育長 今回については、小、中学生となります。先ほど少し給食費の話が出ました。給食費ということではないのですが、そういった負担の面も含めてとなります。
- 片山委員 高校生にはないですか。
- 教育長 高校生については別の制度で年額 30,000 円を出しています。
- 松澤委員 今年度だけでしょうか。
- 教育長 今回の支援は今年度限りです。
- 深澤委員 これは商品券とかではなく現金振り込みでしょうか。
- 教育長 はい、現金振り込みです。
- 松澤委員 今年度限りということですが、来年度はもしかしたらということはあるですか。
- 教育長 今回は国の交付金があるので行います。今後については状況を見てとなります。あえて表題にも令和 4 年度とさせていただいており、時限的なものと考えていただきたいと思います。では議案 2 3 号についてお認めいただくということで宜しいでしょうか。
- 出席委員 了承

議案第 2 4 号 令和 5 年度 就学予定児童生徒の就学指定について

- 総務学校係長 続いて第 2 4 号についてです。教育基本法という法律で、教育委員会は各お子様の就学先を指定することになっており、それに基づき小谷村教育委員会が令和 5 年度の就学先を指定するものです。来年度、小谷中へ就学を予定する児童は 2 1 名になります。男 1 1、女 1 0 名です。それぞれ名簿のとおりです。来年度小学校への入学者は 2 3 名おります。男 1 4、女 9 名となっています。
- 教育長 大きな自治体では複数校ありますが、小谷村は 1 校ですのでそれぞれ年齢に達した時点で小中学校を指定させていただき、通学していただく手続きをとらせていただきます。

(若干の資料の修正等あり：住所、個人名称につき記載省略)

- 教育長 修正箇所は確認することとし、指定について宜しいでしょうか。
- 出席委員 了承

1 児童生徒の様子について

○教育長 1月18日に保小中で合同避難訓練を行いました。以前から予定していた実現できなかった保護者への引き渡し訓練を行いました。園児から中学生まで小谷小体育館に集まりましたが、全員整然と訓練に参加しておりました。園児の小さいお子さんも、普段と違う雰囲気を感じながら参加していました。訓練後、それぞれ兄弟関係含めて保護者に引き渡しを行いました。実際の災害時にはここまで整然と出来ないと思いますので、どのような対応が良いか今後も考えていかなければいけないと思います。

前日の17日にはジュニアスキーの結団式が行われ、本格的なウィンターシーズンに入ります。人数は減っており小中合わせて29人です。162人の児童生徒中29人、18%ほどです。小学校のクロスカントリーは0人でした。中学校のジャンプ、コンバインドも来年度は0になってしまうような状況があります。

新型コロナウイルス感染症の関係ですが、第8波に入っているという中ですが、小谷小2名、中学で教員1名ということで大きな広がりはありません。引き続き感染防止対策に務めます。

これまでで何かございますでしょうか。

○出席委員 特になし

2 当面の行事予定について

- 1) SNS等による犯罪被害・人権侵害防止講演会 12月15日(木)
- 2) 県招地教委連絡会 1月10日(火)
- 3) 第7回校園長会 1月12日(木)
- 4) 県招地教委連絡会 1月25日(水)

○教育長 では続いて当面の予定です。ご案内しましたとおり12月15日(木)ですが、中学校でSNS等による犯罪被害・人権侵害防止講演会を計画していただきました。学校園運営委員会として行います、ご都合つけてご出席いただきたいと思います。県招地教委連絡会が1月は2回ありますので太田委員さんご予定ください。校園長会が1月12日の予定です。3のその他は特にありません。

日程第5 自由討議

○教育長 それでは自由討議ですが委員の皆様から何かございましたらお願いします。

○出席委員 特になし

日程第6 次回委員会の開催予定(案)

○教育長 次回の委員会の予定ですが、12月23日、金曜日ですが16時30分から予定したいですが宜しいでしょうか。

○出席委員 一同了承

○教育長 閉会を告げる。

(17:29)